

一関市長定例記者会見

日時：令和3年3月15日（月）

午前11時から12時まで

場所：特別会議室

○市長発表事項

- 1 令和3年度における組織機構について
- 2 新型コロナウイルスワクチンの予防接種について

○その他

令和3年度における組織機構について

令和3年4月から、次のとおり組織を改編する予定ですのでお知らせします。

記

1 市長公室

市の重要施策を所掌し、主としてまちづくりのハード部分の施策を推進するため、「プロジェクト推進室」を新設する。

2 まちづくり推進部

移住定住や関係人口を増やす取組を強化するとともに、施策の円滑な推進を図るため、「まちづくり推進課、いきがづくり課、スポーツ振興課」の3課体制を、「まちづくり推進課、いきがづくり課、交流推進課、スポーツ振興課」の4課体制に再編する。

3 建設部

市道区域における未登記道路の所有権移転事務を迅速かつ適切に進めるため、「登記処理対策室」を新設する。

4 その他（係体制の見直し）

事業を整理し、次の課等において係体制の見直しを行う。

(1) 市民環境部生活環境課

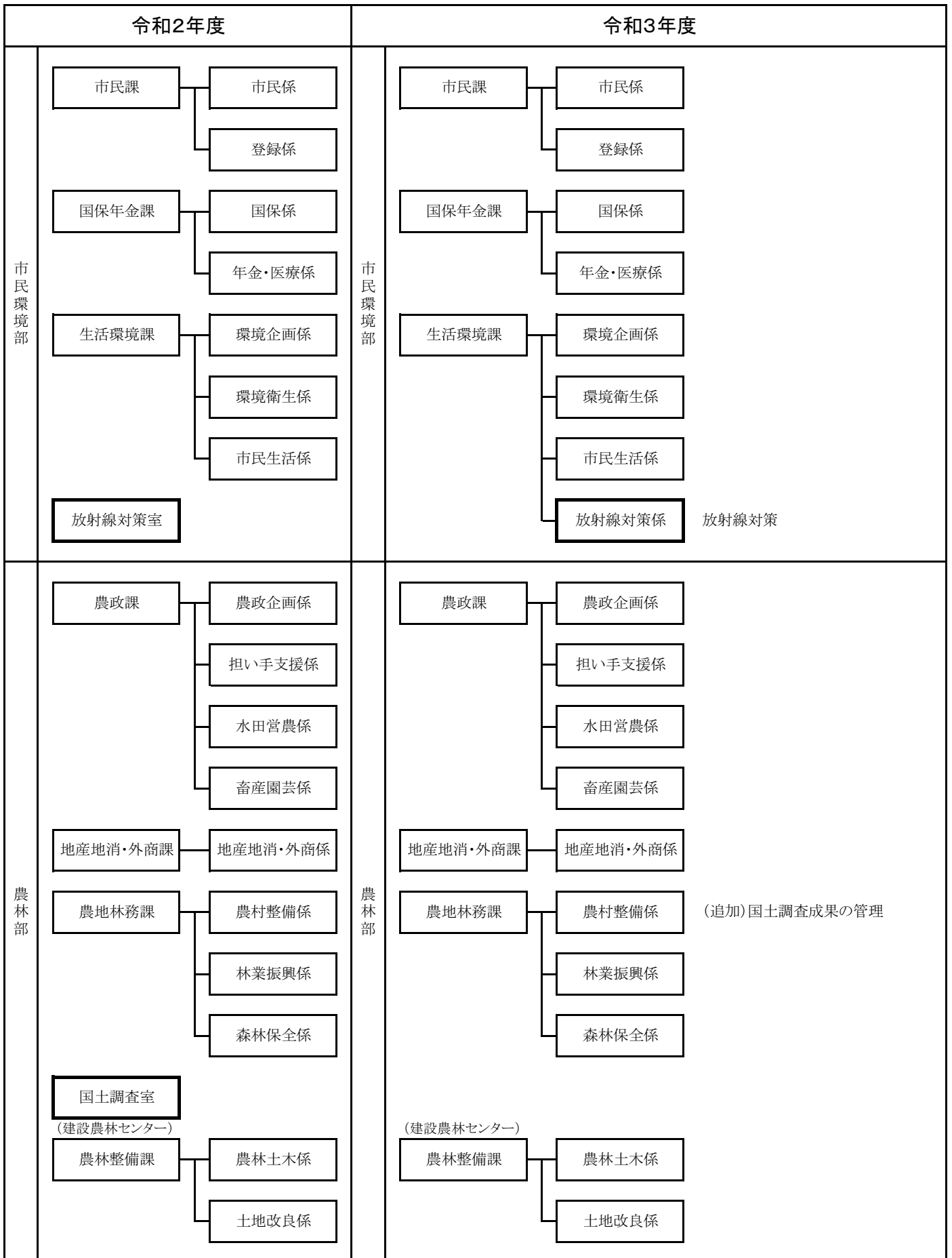
「放射線対策室」を廃し、「生活環境課」に「放射線対策係」を置く。

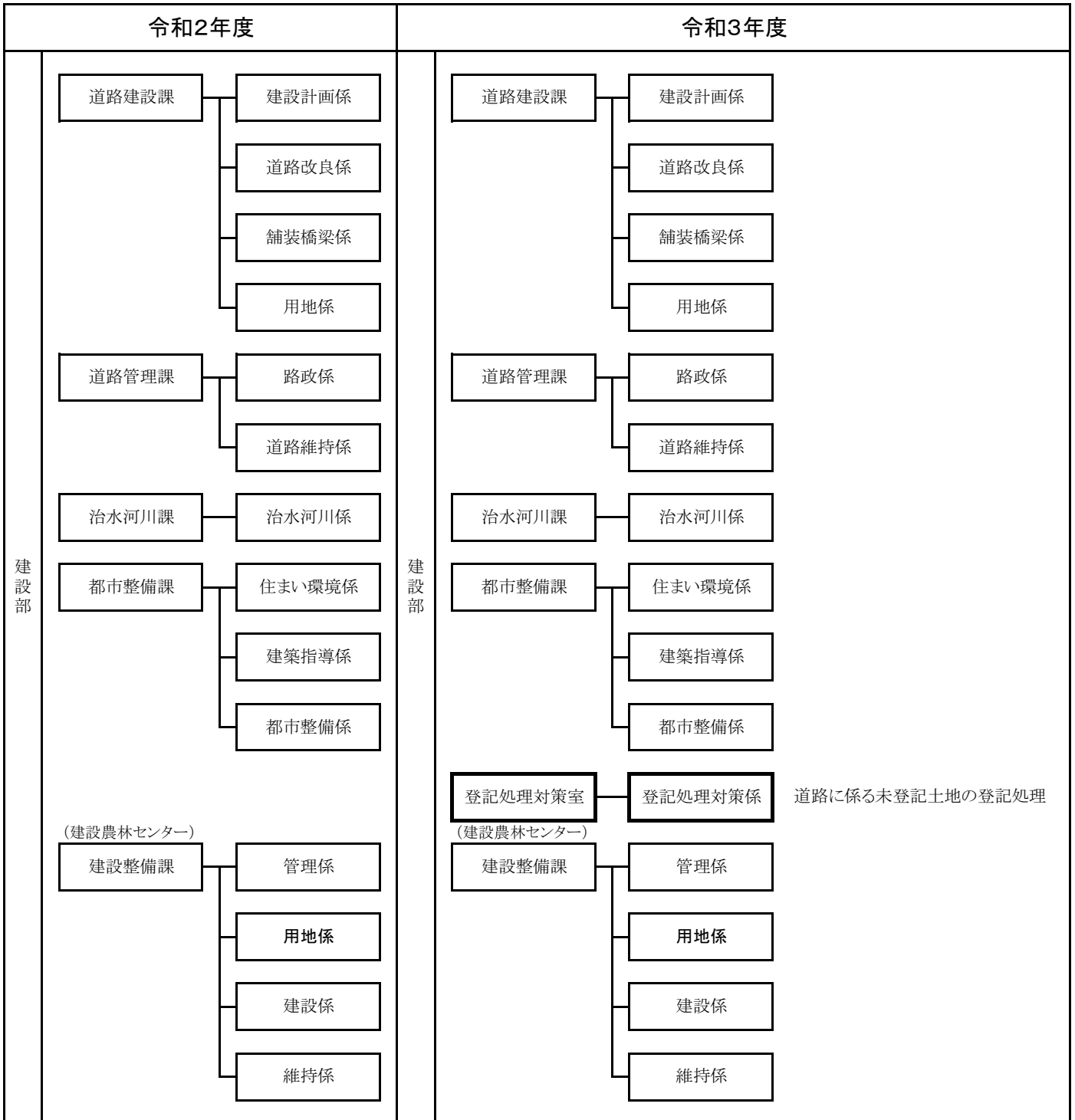
(2) 農林部農地林務課

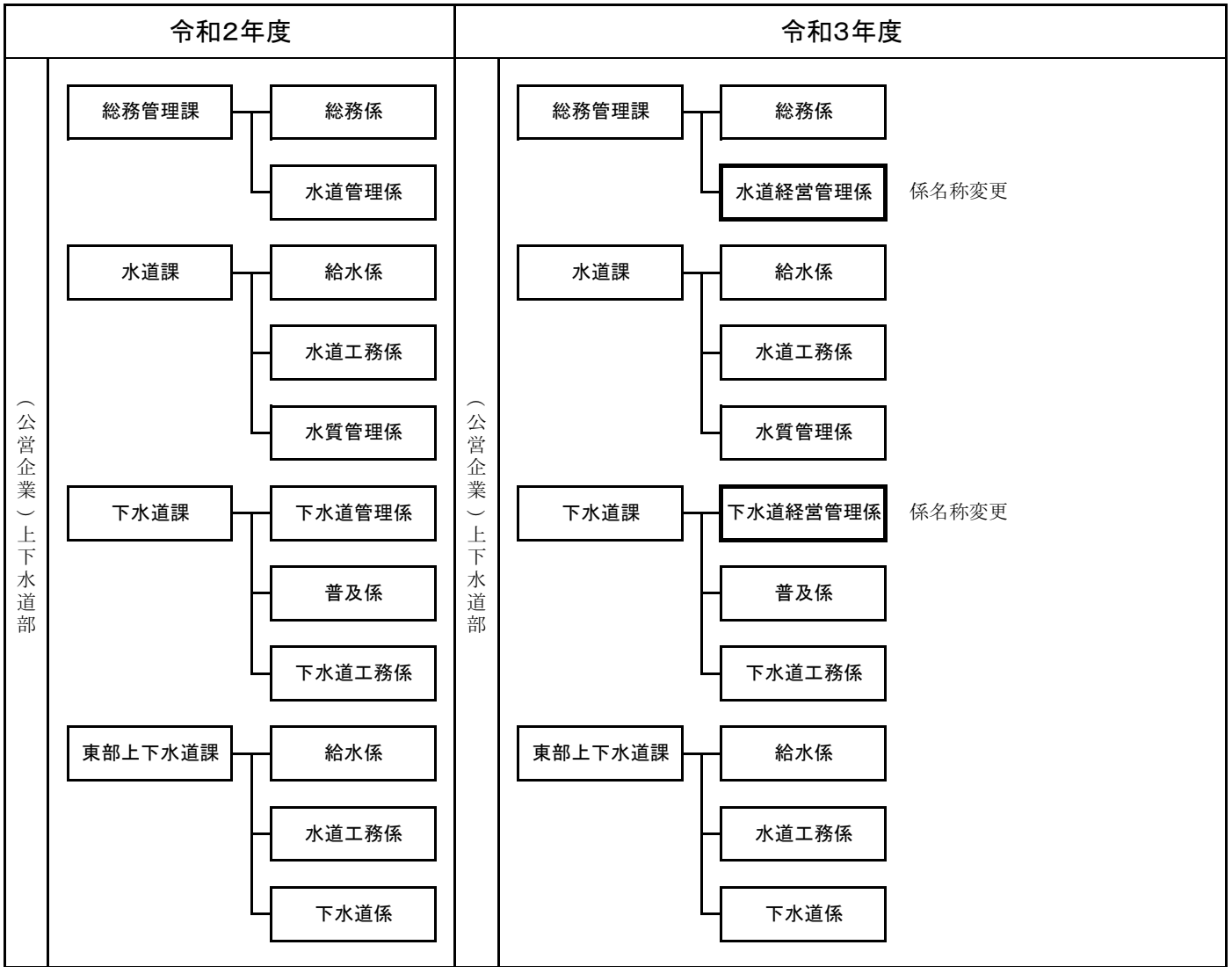
国土調査の終了に伴い「国土調査室」を廃し、成果物の管理等を「農地林務課」が継承する。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
総務部職員課 課長 飯村昌弘
電話：(0191)21-8186 (ダイヤル)
FAX：(0191)21-2164
メールアドレス：masahiroi@city.ichinoseki.iwate.jp

令和2年度		令和3年度	
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> 政策企画課 <ul style="list-style-type: none"> 未来戦略係 政策推進係 ILC推進課 <ul style="list-style-type: none"> ILC推進係 広聴広報課 <ul style="list-style-type: none"> 広聴広報係 秘書課 <ul style="list-style-type: none"> 秘書係 	市長公室	<ul style="list-style-type: none"> 政策企画課 <ul style="list-style-type: none"> 政策推進係 ILC推進課 <ul style="list-style-type: none"> ILC推進係 プロジェクト推進室 広聴広報課 <ul style="list-style-type: none"> 広聴広報係 秘書課 <ul style="list-style-type: none"> 秘書係 <p>重要施策に関すること</p>
	まちづくり推進部		<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 <ul style="list-style-type: none"> まちづくり係 地域コミュニティ係 まち・ひとと交流係 いきがいきづくり課 <ul style="list-style-type: none"> ふるさと定住係 いきがいきづくり係 スポーツ振興課 <ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興係







新型コロナウイルスワクチンの予防接種について

市は、高齢者（令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた人）を対象としたワクチン接種について、次の計画により実施します。

また、生活圏・医療圏を共にし定住自立圏を形成している平泉町と共同でワクチン接種を行う体制を構築します。

1 高齢者のワクチン接種の進め方

3月12日(金)に岩手県が決定した一関市への4月のワクチン配給量は975人分（1人2回接種で1,950回分）であり、当市の高齢者4万1,867人（R3.1.1現在）に対し2.3%程度であることを受け、クラスターの発生を抑止する観点から、**高齢者施設等に入所する高齢者**（以下「**高齢者施設入所者**」）から接種を開始します。

ただし、今後の国からの指示やワクチン供給量等により変更となる場合があります。

(1) 高齢者施設入所者への接種 **平泉町と共同で実施**

【接種時期】 4月12日(月)～6月中旬

【対象者】 一関市内及び平泉町内の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、グループホームなど）97施設に入所する高齢者約3,000人

【接種の流れ】 ①施設において、接種医と接種日の調整、市外・町外に住所をおく入所者等の接種券や予診票の準備を行う（3月下旬～）

②一関市及び平泉町から各施設に接種券を送付する（4月上旬）

③接種医が接種日に施設を訪問し、施設でワクチンを接種する

(2) 高齢者施設入所者以外の高齢者への接種 **個別接種を平泉町と共同で実施**

【接種時期】 5月中旬～7月下旬

【接種場所】 個別接種：一関市内の50医療機関

集団接種：一関市総合体育館（ユードーム） ※一関市民のみ

【接種の流れ】 ①市から対象者に接種券、予診票などを郵送する（4月下旬）

②接種を受けようとする人は、接種券に同封された接種場所一覧から

希望する場所と日時を選び、コールセンター等で予約する（4月下旬～）

- ③接種券とあらかじめ記入した予診票、本人確認書類（住所を確認できるもの）を持参し、予約した場所・日時で接種を受ける

(3) 高齢者に対する接種場所への移動支援

ワクチン接種率の向上を図るため、高齢者を対象に「タクシー・バス乗車券」を交付し、ワクチン接種場所までの移動を支援します。

- ①高齢者に接種券を郵送する際、「タクシー・バス乗車券」を4枚（2回接種の2往復分）同封します。

②利用できるタクシー・バスと助成額

区分	利用対象	助成額（上限額）
タクシー	市内に事業所を有するすべてのタクシー（介護タクシー、デマンド型乗合タクシーを含む） 23事業者	1枚当たり 1,000円まで （4枚で4,000円まで）
バス	市内を走行しているすべての路線バス（一関市営バス、栗原市民バスを含む） 4事業者	1枚当たり 500円まで （4枚で2,000円まで）

- ③運賃の支払時（降車時）に、運転手に接種券または接種済証を提示した上で「タクシー・バス乗車券」を提出していただきます。

- ④詳しくは、添付資料を参照してください。

2 平泉町との共同接種体制の構築

- 一関市と平泉町が共同の接種体制を構築することにより、両市町相互間での住民の接種は、同一市町村内の接種と同様に取り扱うことが可能となり、**両市町のいずれの医療機関でも接種を受けることができるようになります。**
- 平泉町には医療機関がひとつしかなく、全住民を対象としたワクチン接種に係る医師の負担が大きいこと、また、一関市の医療機関をかかりつけ医としている平泉町民も多いことを踏まえ、一関市と平泉町をカバーしている一関市医師会の協力のもと、共同接種体制を構築するものです。
- 当面の高齢者接種においては、①高齢者施設入所者の接種、②医療機関での個別接種を共同で実施します。

問い合わせ先 一関保健センター内
〒021-0026 岩手県一関市山目字前田 13 番地 1
保健福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 室長 松田京士
電話：(0191)21 - 2160 FAX：(0191)21 - 4656
メールアドレス：vaccine@city.ichinoseki.iwate.jp

新型コロナウイルスワクチン接種会場への移動支援 実施概要

1 目 的

65歳以上の市民を対象に新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種会場への移動を支援するため、タクシー・バス乗車券（以下「乗車券」という。）を配布し、接種率の向上を図る。

2 対 象 者 令和4年3月末日までに満年齢65歳に到達する全ての市民

3 実施内容

(1) 支援概要

対象者に乗車券を発行し、ワクチンの接種会場まで利用したタクシー・バスの利用料金（以下「運賃」という。）の全部又は一部を市が負担する。

(2) 乗 車 券

- ① 1人につき2往復分（4回分）とし、切り取り可能とする。
- ② 偽造等の不正使用を未然に防止するため、特殊加工により印刷したものとする。
- ③ タクシー（デマンド型乗合タクシー及び介護タクシーを含む。）にあつては、岩手県タクシー協会一関支部に加盟しているタクシー会社が運行するタクシー及び市内の事業者が運行する介護タクシーで使用可能とする。
- ④ バスにあつては、岩手県交通㈱、東磐交通㈱、栗原市民バス（一関市内を運行する路線に限る。）及び一関市市営バスで使用可能とする。ただし、バスを乗り継いだ場合は、移動行程のうち1回の乗車分のみ使用できる。

(3) 上 限 額

市が負担する対象者1人当たりの上限額は、利用する交通手段に応じて次のとおり。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① タクシー（介護タクシーを含む。） | 4,000円（1枚当たり1,000円） |
| ② デマンド型乗合タクシー | 1,200円（1枚当たり300円） |
| ③ 路線バス（岩手県交通㈱） | 2,000円（1枚当たり500円） |
| ④ 路線バス（一関市営バス及び東磐交通㈱） | 1,200円（1枚当たり300円） |
| ⑤ 路線バス（栗原市民バス） | 400円（1枚当たり100円） |

(4) 支払方法

市は、運行事業者に対し、乗車券の使用実績に基づき、運賃を支払う。

(5) 使用方法

- ① 乗車券の使用は、タクシー又はバスの利用1回につき1人当たり1枚とする。ただし、複数人の乗合いでタクシーを利用した場合は、乗車人数分の枚数を使用できる。
- ② 乗車券の使用者（以下「使用者」という。）は、運賃の支払時に、乗務員に乗車券を提出する。その際、併せて、ワクチンの接種券又はワクチンの接種済証（以下「接種券等」という。）を提示する。
- ③ 運賃が提出された乗車券の額を上回った場合は、使用者がその不足分を現金等で支払う。なお、運賃が提出された乗車券の額を下回った場合は、釣銭を払い出さない。
- ④ 接種券等の提示がない場合は、乗車券を使用することができない。

4 実施期間 令和3年4月12日から同年9月30日まで

5 予 算 額 委 託 料 4万1,867人×30%（使用率）×4,000円／人＝5,024万円
乗車券印刷 30万円